

参考資料

○荷主事業者向け“物流改正法に関する説明会”概要	2
○物流改正法の概要	3
○改正物流効率化法の概要	4
○全ての事業者に対する努力義務の概要	5
○一定規模の事業者に対する義務の概要	6

荷主事業者向け“物流改正法に関する説明会”概要

- 経済産業省北海道経済産業局では、農林水産省北海道農政事務所及び国土交通省北海道運輸局と合同で、荷主事業者向け「物流改正法に関する説明会」を2025年6月3日（火）に開催。

開催概要

- 日 時：2025年6月3日（火）14：00～15：40（13：30受付開始）
- 場 所：北海道経済産業局 601会議室（札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎6階）
- 配信方法：Microsoft Teams（予定）
- 対 象：製造・卸売・小売業等すべての荷主事業者等
- 定 員：〔会場〕100名程度、〔オンライン〕200名程度（先着順、参加無料）
- 主 催：経済産業省北海道経済産業局、農林水産省北海道農政事務所、国土交通省北海道運輸局
- 次 第（予定）：
 - 14:00～14:50 改正物流効率化法の概要について／経済産業省物流企画室
 - 14:50～15:20 改正貨物自動車運送事業法の施行について／北海道運輸局貨物課
 - 14:20～15:40 改正物流効率化法及び改正貨物自動車運送事業法に関する質疑応答

申込方法

- 以下の申込フォームから2025年5月30日（金）12:00までに申込み
https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/hokkaido02/20250603_seminar



※オンライン参加者には、後日、視聴用URLを送付

※申込にあたり入力した情報は、本説明会の運営及び本説明会関連の情報提供等のために使用

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（物流改正法）」の概要

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。

- ・ 何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・ 荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。

○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。→以下の施策を講じることにより、**物流の持続的成長**を図ることが必要。



改正法の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

○①**荷主***¹（発荷主・着荷主）、②**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。

*¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告**等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。

○特定事業者のうち荷主には**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【流通業務総合効率化法】

【荷主等が取り組むべき措置の例】＜パレットの導入＞



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業



パレットの利用による荷役時間の短縮

2. トラック事業者の取引に対する規制措置

○**元請事業者**に対し、実運送事業者の名称等を記載した**実運送体制管理簿の作成**を義務付け。

○**運送契約の締結**等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した**書面による交付**等を義務付け*²。

○他の事業者の**運送の利用（＝下請に出す行為）の適正化**について努力義務*³を課するとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する**管理規程の作成、責任者の選任**を義務付け。*²⁻³ 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

【貨物自動車運送事業法】

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための**管理者選任と講習受講**、②国交大臣への**事故報告**を義務付け。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【貨物自動車運送事業法】

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で（2019年度比）

○荷待ち・荷役時間の削減

年間125時間/人削減

○積載率向上による輸送能力の増加

16パーセント増加

改正物流効率化法の概要

- 本年2025年4月1日より、**荷主企業等に新たな義務を課す“改正物流効率化法”が施行。**
- 本法によって、荷主・物流事業者間の**商慣行を見直し**、荷待ち・荷役等時間の削減や積載効率の向上等を図る。

改正物流効率化法の概要

■ 全ての事業者

※本年2025年4月1日施行

- **荷主**（発荷主、着荷主）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について**努力義務**を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
- 物流効率化の取組状況について、国が当該判断基準に基づき、**指導・助言、調査・公表**を実施。

■ 一定規模以上の事業者

※来年2026年4月施行予定

- **荷主**（発荷主、着荷主）、**物流事業者**（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、**中長期計画**の作成や**定期報告**等を**義務付け**、努力義務に係る措置の実施状況が不十分な場合、国が**勧告・命令**を実施。
- 特定事業者のうち荷主には、**物流統括管理者**の選任を**義務付け**。

【物流効率化の取組例】

○パレット化による荷役時間の削減

生産拠点から納品先までパレット輸送することで、出荷・荷卸し時の作業時間を削減。

＜バラ積み・
バラ降ろし＞



バラ積み・バラ降ろし
2～3時間/車

＜パレット化＞



フォークリフト作業
20～30分/車

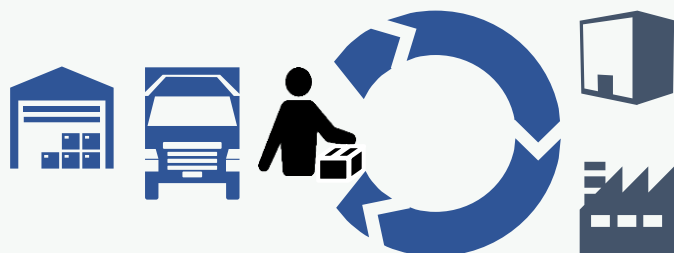
全ての事業者に対する努力義務の概要

- 全ての荷主、物流事業者等に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、これらの取組の例を示した判断基準を策定。

荷主・物流事業者等の判断基準等のポイント ※本年2025年4月1日施行

① 積載効率の向上等

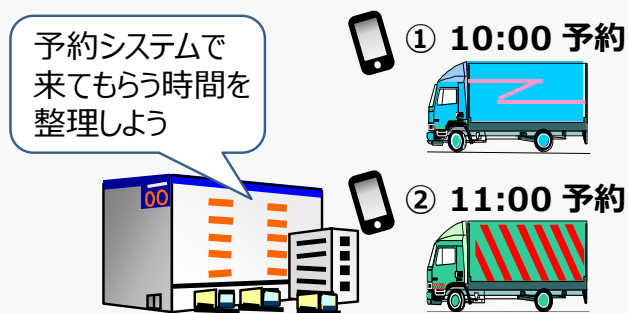
- ・ 複数の荷主による共同輸配送等のための実態に即したリードタイムの確保や荷主間の連携
- ・ 繁閑差の平準化や納品日の集約等を通じた発送量・納入量の適正化
- ・ 配車システムの導入等を通じた配車・ 運行計画の最適化 等



地域における配送の共同化

② 荷待ち時間の短縮

- ・ トラック予約受付システム導入や混雑時間を回避した日時指定等による出荷・納品の分散 等
- ※ トラック予約受付システムについては、単にシステムを導入するだけでなく、現場の実態を踏まえ実際に荷待ち時間の短縮につながるような効果的な活用を行う



トラック予約受付システムの導入

③ 荷役等時間の短縮

- ・ パレット等の導入による 荷役等の効率化
- ・ 商品識別タグの導入や水準の合理化等による検品の効率化
- ・ 荷捌き場の確保による荷役作業の環境整備
- ・ フォークリフトや荷役作業員の適切な配置等によるドライバーの負担軽減と積卸し作業の効率化 等



パレットの利用や検品の効率化

<荷主等の取組状況に関する調査・公表>

- ・ 荷主等の判断基準について、物流事業者を対象に定期的なアンケート調査を実施。取組状況を把握し、点数の高い者・低い者も含め公表。

一定規模の事業者に対する義務の概要

- 荷主、物流事業者のうち一定規模以上のもの（特定事業者）に対し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、必要に応じて、国が勧告・命令を実施。また、特定事業者のうち荷主には、物流統括管理者の選任を義務付け。

特定事業者の指定基準等のポイント

※来年2026年4月施行予定

＜特定事業者の指定基準＞ **※事業者は、本年2025年度に取扱貨物重量等の把握が必要**

※合同会議取りまとめから抜粋

○一定規模以上の事業者（特定事業者）について、大手の事業者が指定されるよう、以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者	特定倉庫業者	特定貨物自動車運送事業者等
取扱貨物重量 9万トン以上（上位3,200社程度）	貨物保管量 70万トン以上（上位70社程度）	保有車両台数 150台以上（上位790社程度）

＜義務の概要＞

（１） 中長期計画の作成	○作成期間： <u>毎年度提出することを基本</u> としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出 ○記載内容：① <u>実施する措置</u> 、②実施する措置の <u>具体的な内容・目標</u> 等、③実施 <u>時期</u> 等
（２） 定期報告	○記載内容：①事業者の <u>判断基準の遵守状況</u> （チェックリスト形式）、 ② <u>判断基準と関連した取組に関する状況</u> （自由記述）、③ <u>荷待ち時間等</u> の状況【荷主等】 ※計測方法は、 <u>サンプリング等手法</u> を許容するとともに、時間等が <u>一定時間以内の場合には報告省略</u> を可能とする等
（３） 物流統括管理者 （CLO）の選任 ※Chief Logistics Officer	○ <u>物流統括管理者</u> は、 <u>経営管理の視点や役割も期待</u> されるため、 <u>事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位</u> にある <u>役員等の経営幹部から選任</u> 。 ○業務内容：中長期計画、定期報告等の作成、 <u>ドライバーの負荷軽減等</u> のための <u>事業運営方針</u> 作成・ <u>事業管理体制整備</u> 、 <u>物流効率化の投資等</u> に向けた <u>計画作成・実施・評価</u> 、 <u>社内の関係部門間の連携体制の構築</u> や <u>研修実施</u> 等